

札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する
基本方針の見直しについて

答 申（案）

平成 29 年 11 月

札幌市立小中学校適正配置審議会

目 次

はじめに	1
1 学校規模適正化の意義・目的	2
2 通学区域及び通学手段への配慮	4
3 検討対象校（対象となる学校）	6
4 取組校（地域）の設定	7
5 取組の進め方	8
6 学校施設のあり方	9
7 その他取組を進めるにあたって	10
おわりに	12

資料編

1 札幌市立小中学校適正配置審議会 設置規則	13
2 諮問書	15
3 委員名簿	17
4 審議経過	18
5 審議資料	19
6 札幌市立小学校の規模別状況（平成 29 年度）	33
7 札幌市立中学校の規模別状況（平成 29 年度）	34

はじめに

札幌市の児童生徒数は、昭和 60 年度の約 21 万人をピークに年々減少しています。

そのため学年によってはクラス替えができない小中学校が徐々に増えており、一定の学校規模を確保し、望ましい教育環境を維持することが課題となっております。

札幌市教育委員会では、平成 19 年 12 月に「札幌市立小中学校の適正規模に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、その後の 10 年間、基本方針に基づいて学校規模適正化の取組を進めてきました。

しかし、この 10 年間で札幌市の児童生徒数は急激に減少し、学校を取り巻く環境も大きく変化しました。今後も取組を進めていくためには、基本方針の見直しが不可欠な状況になってきています。

そこで、当審議会は、平成 29 年 6 月に教育委員会からの諮問を受け、これまでの適正な学校規模の考え方や基準は維持しつつ、以下の 3 つの観点から、約半年間にわたり基本方針の見直しについて審議を重ねてきました。

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する。
- ② 少子化の継続に対応するため、学校規模適正化の取組を加速させる。
- ③ その他学校を取り巻く環境の変化と基本方針の適応を図る。

本審議会では、子どもたちの学びにとって望ましい教育環境を整備するというこれまでの基本方針の方向性は継承しつつ、市民の皆さまのご理解をいただきながらより迅速に学校規模適正化の取組を進めることができる方策について多面的に検討を行い、ここに「答申書」をまとめました。

この答申を機に、学校規模の適正化をはじめとする児童生徒のより良い教育環境づくりに、保護者や地域の方々など学校に関わるすべての皆さまが力を合わせて取り組んでいくという機運が一層高まっていくことを願っております。

札幌市立小中学校適正配置審議会
会長 福田 信一

1 学校規模適正化の意義・目的

本審議会では、基本方針の見直し案の本格審議に先立ち、最初に、学校規模適正化の意義や目的、そこから生まれる教育面や学校運営面の効果等についての自由討論を行った。

【クラス替えによる教育効果】

- ◎様々な人間と関わることで子どもたちは成長していくことから、それが可能な環境を整えることが重要である。小規模校の良さは認めつつも、子どもたちにとっては、クラス替えができて、より柔軟に人間関係を構築できる環境が望ましい。
- ◎人間関係をうまく作れなかったり、つまずきがあったりした場合のリセットの役割としても、クラス替えができることは重要である。

【多様な人・価値観との出会いによる教育効果】

- ◎いま社会が子どもたちに求めている資質はコミュニケーション能力であり、発達段階において色々な人と出会いながら、人間関係形成能力を培うことが求められている。そのためには、日々の学校生活や学習活動の中で多様な考え方に出会い、互いを尊重しながら調整したり、昇華させたり、関わりを深め合うことが欠かせない。その観点からも多様な出会いがある学校規模は教育環境として重要であり、少子化、核家族化が進んでいる現代だからこそ、学校教育で力を入れていくべきところでもある。
- ◎子どもたちの成長過程においては、大人との出会いも重要である。教職員にもある程度の人数がいることで、より多面的に子どもたちの良さに気づくことができ、支援が可能となる。

【教職員体制の充実による教育効果】

- ◎小学校では学年担任が複数いることで、習熟度別や課題探究型のグループ学習を行うときに指導者を確保しやすくなる。学年担任が1人だと、校外に引率する学習活動等にも不都合が生じることもある。
- ◎中学校は教科担任制であることから、全9教科において、それぞれ専門性を有する教

員配置が求められる。

【その他適正な学校規模による教育効果や学校運営上の利点】

- ◎教職員の体制が整うことで、学校運営において様々な社会的要請や課題が生じた際に、お互いに支え合ったり連携したりしながら対処することができる。また、運動会や修学旅行など各行事の運営体制を整備しやすい。
- ◎運動会や合唱コンクールなどの学校行事においても、一定の学校規模があることによって多人数ならではの活気や迫力が生まれる。参加する児童生徒をはじめ、見学する保護者や地域の方々、すべての関係者にとって得難い経験となり、そのことが子どもたちの更なる成長を促す。

2 通学区域 及び 通学手段への配慮

本審議会では、通学区域及び通学手段への配慮について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

- 通学区域については、現在の基本方針のとおり「できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね2 km、中学校概ね3 km）を基本」とするべきである。
- やむを得ず徒歩圏を超える場合の通学手段への配慮については、まずは公共交通機関の活用を優先的に検討し、公共交通機関の活用では通学が困難な場合など、やむを得ない場合に限りスクールバスの導入も検討することが望ましい。

《通学区域に対する考え方》

- ◎通学は、単なる自宅と学校間の移動ではなく、交通マナーの習得や運動機会の確保による基礎体力の向上など教育上の意義は小さくない。そのため、これまでどおり徒歩通学を原則とすることが望ましい。
- ◎現在の徒歩通学の目安である「小学校概ね2 km、中学校概ね3 km」は、国が示す通学距離の基準の約半分の距離であり、十分に配慮された基準であると考えている。

《通学手段の配慮に対する考え方》

- ◎札幌市全域を見渡したとき、特に周辺部においては、路線バスが必ずしも通学に適した経路や時間帯に運行されているとは限らない。そのため、今後の学校規模適正化の取組を進めるにあたり、通学手段の配慮の手法は、スクールバスを含めて検討することが適切である。
- ◎徒歩による通学は前出のとおり教育上の意義が大きく、また公共交通機関を利用することによって社会性や自己管理能力を育むこともできる。そのため、「徒歩通学」「公共交通機関」「スクールバス」の優先順位で検討することが望ましい。
- ◎公共交通機関やスクールバスの活用を検討するにあたっては、行政が用意すること

と併せて、上級生による下級生の引率、保護者や地域の方の見守り活動など、安全確保のため子どもたち自ら、あるいは地域社会全体が力を合わせて取り組めるようにすることが、教育的にも財政的にも望ましい。

◎スクールバスは財政的な負担のほか、登下校時間の制約が大きかったり、学校における運行管理事務が増えたりするなどの課題もある。そのため、検討にあたっては教育委員会が一定の基準をもって判断すべきである。

3 検討対象校（対象となる学校）

本審議会では、検討対象校（対象となる学校）について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○学校規模適正化の取組の検討対象校は、隣接する学校が小規模校か否かにかかわらず、学校規模適正化の検討が必要な学校（小学校 12 学級未満、中学校 6 学級未満が見込まれる学校）のすべてを対象とすることが望ましい。

《検討対象校（対象となる学校）の考え方》

- ◎必ずしも小規模校が隣接していない場合でも、小規模校化することによる教育面や学校運営面への影響は同一である。一定規模以下の学級数であればすべてを検討対象に含めるべきである。
- ◎全市的には少子化によって児童生徒数は減少している一方、高層マンションの建設や再開発事業等によって児童生徒数が増えている地域もある。検討対象校の設定にあたっては、現在の学級数で一律に判断するのではなく、将来の児童生徒数を推計しながら設定することが望ましい。

4 取組校（地域）の選定

本審議会では、取組校（地域）の選定について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○取組校（地域）の選定は、すべての検討対象校を取組校とした上で、現在の基本方針に定める地域選定プラン（概ね5年ごとに策定）によることなく、次に掲げる観点を考慮しながら順次選定し、取組を進めることが望ましい。

- ・ 現在及び将来の学級数
（6学級以下の小学校及び3学級以下の中学校は優先的に取り組むことが望ましい。）
- ・ 隣接校の状況（通学区域、学校規模、学校施設など）
- ・ 通学区域や地理的条件
- ・ 地域や保護者からの規模適正化の要望

《取組校（地域）の選定に対する考え方》

◎取組を加速させるためには、5年ごとに選定するのではなく、取組の必要性が高い学校や条件の整った学校から順次選定し取り組むことが望ましい。

◎検討対象校をすべて取組校とすることは、保護者や地域の方々にとって基準が明確になり、わかりやすくなる利点がある。通学区域や統合に関する要望が多いことから、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら進めていくことが望ましい。

◎学校規模の適正化の検討においては様々な意見が交錯する。取組校（地域）によってはなかなか意見がまとまらないこともあり得るので、検討期限や目標年次を定めることを検討することが望ましい。なお、期限の定め方については、教育委員会で設定するほか、検討開始時に今後の見通しを設定する方法もあると考えられる。

5 取組の進め方

本審議会では、取組の進め方について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○取組を進めるにあたっては、現在の基本方針のとおり、検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される検討委員会を設置し、学校規模の適正化を進めるための諸事項について、学校や地域、行政が連携し検討することが望ましい。

○検討を進めるにあたっては、子どもたちの教育環境を中心に検討が行われるよう、たたき台となる案を札幌市が示すことが望ましい。また、検討委員会における検討事項は、以下の例のように明確に示すことが望ましい。

- ・学校統合に関すること
- ・通学区域に関すること
- ・使用校舎に関すること
- ・統合時期に関すること
- ・学校名に関すること
- ・通学安全に関すること
- ・その他教育委員会が必要と認める事項

《取組の進め方に関する考え方》

◎学校規模の適正化を検討するにあたっては、学校の組合せや通学区域、使用校舎の選択など、様々な場合分けが考えられる。これらの論点を札幌市として事前に整理することで議論の焦点を明確にし、検討期間の短縮や検討委員の負担の軽減を図ることが望ましい。

◎検討期間の長期化は検討対象校の更なる小規模化を招くとともに、対象地域の保護者をはじめとする関係者の不安が大きくなるなどの影響が考えられる。拙速は慎みつつも、迅速に検討を進めることが望ましい。

◎検討の過程で統合新設校の教育内容に関する発言が出ることが想定されるが、統合新設校の教育課程は、学習指導要領等の関係法令に基づき校長が編成すべきである。

6 学校施設のあり方

本審議会では、学校施設のあり方について、事務局の見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

- 現在の基本方針に定める既存学校施設の有効活用、既に進めている児童会館やまちづくりセンター等との複合化の検討は、これまでどおり実施することが望ましい。
- 改築又は改修時期を迎える学校を取組地域に含めるように配慮しながら、統合による教育効果を最大限に発揮できるよう、施設面からも統合新設校を支援するべきである。
- 学校統合の結果、使用しなくなる学校施設については、札幌市としての活用を検討することになるが、民間による活用を検討する場合は、すでに実例のある条件付き売却のほか、借地権の設定や民間事業者への提案募集などの手法も検討することが望ましい。

《学校施設のあり方に関する考え方》

- ◎児童会館の利用者数が年々増えている地域もある。複合化の検討にあたっては、将来の利用者数予測も行いながら検討するよう留意すべきである。
- ◎学校統合に合わせて学校施設に新しい機能を盛り込んだり、外観を一新したりすることにより、子どもたちは、新鮮な気持ちで、新しく集った友達と新たな学校を創るという意識を持ちやすくなる。また、関係者も前向きに学校統合に取り組むことができる。
- ◎学校施設の跡活用を検討するときは、次に必要なものは何かを街全体のエリアで捉えて議論することが望ましい。また、民間事業者が、地域の将来構想などについてプレゼンテーションをする機会があると、利益を確保しつつ、行政の機能とは異なる新たな視点から、地域の発展につながる提案が行われる可能性がある。

7 その他取組を進めるにあたって

本審議会では、その他学校規模適正化の取組を進めるにあたり配慮することが望ましい事項については、以下のとおりと考える。

《情報の発信》

学校規模の適正化に関する情報は、すでに行っている検討委員会ニュースの配布や町内会回覧、市公式ホームページへの掲載のほか、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やEメールの活用など、情報がより届きやすい手法を検討することが望ましい。

また、既に取り組を行った地域のアンケート結果を積極的に開示するなどして、学校規模適正化の意義や目的、その成果について積極的に周知を行い、保護者や地域の方々の取組への理解を深めながら進めることが望ましい。

《統合新設校に対する人的な支援》

学校の統合は、新たに学校を創る事業であり、教育課程の編成や学校組織の整備、学校行事の企画や通学路の検討など準備業務は極めて多岐に渡る。さらに開校後の見直しや改善も含めると、統合前後の数年間における教職員の負担は非常に大きい。

また、この時期は子どもたちの環境が大きく変化するので、よりきめ細やかに子どもたちに寄り添うことができる人的体制の充実が求められる。

教職員の配置は義務教育費国庫負担制度によるところが大きいですが、国の加配制度や学びのサポーター事業などを活用しながら、人的な支援を検討することが望ましい。

《大規模校への対応》

学級数が多い大規模校においても、例えば宿泊学習など学年単位での活動に制約が生じるほか、体育館が手狭になるなど、教育面や学校運営面において影響がある。

現に、市内の一部の学校においては児童生徒数がかかなり増加している。小規模校と同様に児童生徒数を推計しながら、学校施設の増築や通学区域の検討などの対策を講じることが望ましい。

《札幌市における小中一貫教育との連携》

札幌市は今後小中一貫教育のあり方を検討していく予定であるが、全国では学校統合と合わせて小中一貫校を設置する事例がある。必要に応じて小中一貫教育のあり方検討の動向との調整を図りながら、通学区域の検討や学校規模適正化の取組を進めていくことが望ましい。

おわりに

本審議会は、現在の基本方針の見直しについて、様々な立場や見地から議論を行い「答申書」として取りまとめました。

審議会においては闊達な議論が行われましたが、その根底にあったのは、子どもたちにとって、楽しい体験もそうではない体験もすべては成長の糧であり、学びの機会であること、子どもたちはそれらの経験を通じて成長していくこと、そしてそのために望ましい教育環境はどのような環境であるか、委員全員がそこに共通認識を持って議論ができたからだと振り返っております。

札幌市教育委員会においては、この答申を受けて新たな基本方針を策定し、今後はその新たな方針の下で取組を進められることと思いますが、取組から新たに生まれる学校を中心として、これからも保護者と地域と行政が力を合わせて子どもたちを見守り育んでいかれることを切に望んでおります。

札幌市立小中学校適正配置審議会
副会長 濱谷 雅弘

資 料 編

【資料 1】札幌市立小中学校適正配置審議会設置規則

（設置）

第 1 条 教育委員会の諮問に応じ、札幌市立小中学校の学校規模適正化に関する基本方針の見直しについて審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、札幌市立小中学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取及び資料の提出）

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(準備行為)

- 3 第 2 条第 2 項の規定による審議会の委員の委嘱又は任命のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(最初の審議会の招集)

- 4 この規則の施行後最初の審議会は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

【資料 2】 諮問書

札教学第 295 号
平成 29 年（2017 年）6 月 15 日

札幌市立小中学校適正配置審議会 会長 様

札幌市教育委員会
教育長 長岡 豊彦

札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直しに関する審議について（諮問）

平成 29 年度において、別添の見直しの方向性に基づき札幌市教育委員会が検討する、札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直しについて、審議会のご意見をいただきたく諮問いたします。

札幌市立小中学校の規模適正化に関する基本方針 見直しの方向性

1 見直しの方向性

少子化の進行やその他学校教育を取り巻く環境変化等に対応するための必要な見直しを行い、「学校規模の適正化」の取組を着実に推進することで、学校の小規模化による教育面・学校運営面の課題を解消し、児童生徒に望ましい教育環境を提供する。

2 現行「札幌市立小中学校の規模適正化に関する基本方針」概要

学校の適正規模	小学校:18～24 学級(1 学年 3～4 学級)。少なくとも 12 学級(1 学年 2 学級)以上 中学校:12～18 学級(1 学年 4～6 学級)。少なくとも 6 学級(1 学年 2 学級)以上
学校規模適正化の検討が必要な学校	小学校:12 学級未満となることが見込まれる学校 中学校:6 学級未満となることが見込まれる学校
優先的に検討する学校	小学校:6 学級未満の学校 又は 12 学級未満となる見込みで校区が隣接する学校 中学校:6 学級未満の学校 又は 6 学級未満となる見込みで校区が隣接する学校
通学区域	最低限の学校規模の確保を前提に、徒歩で通える範囲(小学校2km、中学校3km)が基本。 ただし、徒歩通学が困難な場合は、路線バス等の活用も検討
地域選定プラン	対象地域は、概ね 5 年ごとに定める「地域選定プラン」で選定。選定にあたっては、地域の一体性、道路・河川などの地理的条件、通学の利便性や安全性等を考慮
保護者・地域等との連携協力	検討地域ごとに、保護者や地域の方々などで構成する「小規模校検討委員会」で取組を進めるための諸課題(統合の是非、場所、時期、通学等)を検討
既存の学校施設の有効活用	統合の際には、既存の学校施設を可能な限り有効活用するなど、全市的に行っている公共施設長寿命化の取組を考慮

3 これまでの本市の取組状況

対象地域・対象校			統合校
都心部		創成小・大通小・豊水小・曙小	資生館小学校を開校(平成 16 年 4 月)
「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」策定(平成 19 年 12 月)			
「第一次地域選定プラン」策定(平成 19 年 12 月)			
第一次プラン	もみじ台地域	もみじ台小・みずほ小・もみじ台南小・もみじ台西小	もみじの丘小学校・もみじの森小学校を開校(平成 23 年 4 月)
	東米里地域	東米里小 東米里中	米里小学校に統合(平成 23 年 4 月) 米里中学校に統合(平成 23 年 4 月)
	真駒内地域	真駒内小・真駒内曙小 真駒内南小・真駒内緑小	真駒内公園小学校を開校(平成 24 年 4 月) 真駒内桜山小学校を開校(平成 24 年 4 月)
「第二次地域選定プラン」策定(平成 25 年 3 月)			
第二次プラン	豊滝地域	豊滝小	簾舞小学校に統合(平成 28 年 4 月)
	石山・芸術の森地域	石山小・石山南小 常盤小・石山東小	※平成 31 年 4 月に統合校を開校予定 ※平成 33 年 4 月に統合校を開校予定
	上野幌・青葉地域	上野幌小・青葉小 上野幌西小・上野幌東小	※統合時期等は検討中 ※平成 31 年 4 月に統合校を開校予定

【資料 3】委員名簿

	大室 道夫	札幌市立幌西小学校長
	勝田 真塩	札幌市立屯田北中学校長
	鎌倉 秀幸	札幌市青少年育成委員会連絡協議会監事
	北嶋 雅見	株式会社道銀地域総合研究所地域戦略研究部業務部長
	木村 まどか	札幌市立幌北小学校長
	香西 浩子	札幌市 PTA 協議会総務副委員長
	下村 勝子	札幌市民生委員児童委員協議会 厚別区主任児童委員連絡会会長
副会長	濱谷 雅弘	北海道科学大学未来デザイン学部人間社会学科教授
会 長	福田 信一	北翔大学教育文化学部教育学科非常勤講師
	堀内 仁志	公募委員
	松山 ひとみ	札幌市 PTA 協議会広報委員長
	横山 美和	公募委員

以上 12 名 【50 音順、敬称略】

【資料 4】 審議経過

第 1 回 平成 29 年 6 月 15 日

- 札幌市教育委員会から諮問
- 学校規模適正化の意義
- 札幌市の取組状況
- 見直しの背景と方向性

第 2 回 平成 29 年 7 月 20 日

- 学校規模適正化の手法
- 通学区域の考え方・通学手段の配慮
- 検討対象校（対象となる学校）
- 取組校（地域）の選定

第 3 回 平成 29 年 8 月 29 日

- 取組の進め方
- 学校施設の考え方
- 取組にあたり配慮する事項
- 基本方針の見直し

第 4 回 平成 29 年 10 月 18 日

- 答申書（案）検討及び全体総括

第 5 回 平成 29 年 11 月 28 日

- 答申書最終とりまとめ

1 学校規模の適正化とは

学校統合等の手法により、一定規模以上の学級数を確保し、児童生徒にとって良好な教育環境を整えること。

「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査（28年5月1日時点）」（文部科学省）

- ◎学校規模に課題があると認識している市区町村のうち、対策の検討を始めた市区町村 → 全国の58%
- ◎この3年間の小中学校の統合件数 → 全国で651件（1617校が統合され、694校に）

2 なぜ学校規模の適正化が必要か

- 小規模な学校には、一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握しやすく、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい長所がある。
- その一方、学級数が一定の規模を下回ることによって、以下のような学校運営上の課題が生じ、児童生徒に影響を与える場合がある。（平成27年1月27日 文部科学省発表「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より抜粋）

学級数が少ないことによる学校運営上の課題	教職員が少ないことによる学校運営上の課題
①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。 ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。 ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。 ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ⑥男女比の偏りが生じやすい。 ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。 ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。 ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。 ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。 ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。	①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。 ②児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れることが困難となる。 ③ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。 ④教員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。 ⑤学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。 ⑥平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。 ⑦教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。 ⑧学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。 ⑨免許外指導の教科が生まれる可能性がある。 ⑩クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。



適正化の意義

学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難となる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育が受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

3 学校規模の適正化で目指す教育面・学校運営面の効果

- 効果的なクラス替えを実施することで、生活面において人間関係の固定化を防ぎ、友人作りなど自己形成に必要な集団活動を促す。
- 解消しがたい人間関係のトラブルが生じた場合も、対策の一つとしてクラス替えも検討できることで、より効果的に影響を抑えることも可能となる。
- 友人の様々な考え方に触れ、自分の考えと比べる等しながら、自分の考えを見つめ直し、深めたり高めることが可能となる。
- 運動会や学習発表会等の学校行事において、種目や演目の選択肢が増えるとともに、行事としての迫力やダイナミックさが生まれる。
- 中学校においては、子どもたちの興味・関心に対応した部活動が成立しうる。
- 多様な校務分掌（役割分担）に必要な教職員が配置できる。
- 小学校においては、教員同士が指導の面で相談を行ったり教科研究を十分に行うことが、中学校では必要な教科担任の確保が可能となる。

子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養うとともに、向上心、創造性を培い、多面的思考や公正な判断力、生きる力などを身につけていくためには、一定規模以上の学級数を確保することが望ましい。



1 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針（概要）

学校の適正規模
小学校：18 学級から 24 学級、少なくとも 12 学級以上（1 学年 2 学級以上） 中学校：12 学級から 18 学級、少なくとも 6 学級以上（1 学年 2 学級以上）
学校規模適正化の検討が必要な学校
12 学級未満となることが見込まれる小学校 / 6 学級未満となることが見込まれる中学校
検討対象校
現在 6 学級未満の小学校 又は 12 学級未満となる見込みの小学校で、地理的にその校区が隣接する場合 現在 6 学級未満の中学校 又は 6 学級未満となる見込みの中学校で、地理的にその校区が隣接する場合
検討対象の選定
概ね 5 年ごとに「地域選定プラン」を定め、学校規模の適正化の検討を行う地域を設定
検討の方法・主体
小規模校検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、通学の安全や学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について検討

2 これまでの取組経過

対象地域・学校 ※カッコ内は統合時の学級数		統合校		
都心部	創成小学校（6）・大通小学校（6） ・豊水小学校（6）・曙小学校（7）	資生館小学校を開校 （平成 16 年 4 月）		
「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」策定（平成 19 年 12 月）				
地域選定プラン（第 1 次） 策定（平成 19 年 12 月）				
地域選定プラン（第 1 次）	もみじ台地域	もみじ台小学校（7） みずほ小学校（7） もみじ台南小学校（7） もみじ台西小学校（13）	もみじの丘小学校・もみじの森小学校 を開校（平成 23 年 4 月）	
		東米里地域	東米里小学校（1） 東米里中学校（2）	米里小学校に統合（平成 23 年 4 月） 米里中学校に統合（平成 23 年 4 月）
	真駒内地域	真駒内小学校（6） 真駒内曙小学校（11） 真駒内南小学校（12） 真駒内緑小学校（12）	真駒内公園小学校を開校 （平成 24 年 4 月） 真駒内桜山小学校を開校 （平成 24 年 4 月）	
	地域選定プラン（第 2 次） 策定（平成 25 年 3 月）			
地域選定プラン（第 2 次）	豊滝地域	豊滝小学校（2）	麗舞小学校に統合（平成 28 年 4 月）	
	石山・芸術の森 地域	石山小学校 石山南小学校 常盤小学校 石山東小学校	※平成 31 年 4 月に統合校を開校予定 ※平成 33 年 4 月に統合校を開校予定	
		上野幌・青葉 地域	上野幌小学校 青葉小学校	※現在検討中
		上野幌西小学校 上野幌東小学校	※平成 31 年 4 月に統合校を開校予定	

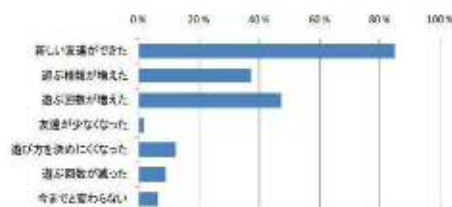
取組状況

3 これまでの取組成果

真駒内地域の学校統合に関するアンケート調査結果（抜粋）

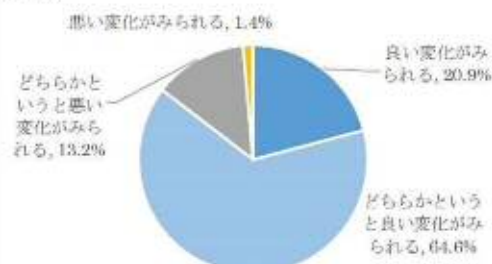
【児童アンケート】人数が増えたことで、友達や遊びについてどのように変わりましたか。（複数回答）

一番多く選択された回答は「新しい友達できた」で、8割を超える児童が選択している。「遊ぶ種類が増えた」「遊ぶ回数が増えた」といった回答も、4割前後の児童が選択している



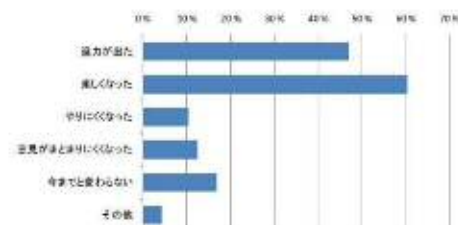
【保護者アンケート】統合によって、お子様の人間関係に影響がみられましたか。（択一回答）

「良い影響がみられた」又は「どちらかというが良い影響がみられた」を選択した保護者が8割を超えている。



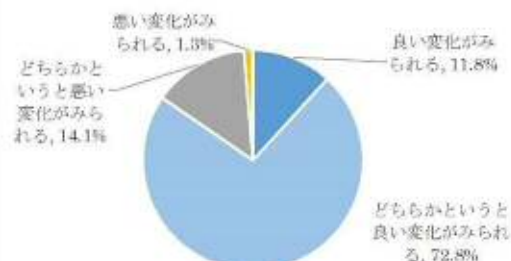
【児童アンケート】運動会や学習発表会（学芸会）などの行事の様子は変わりましたか。（複数回答）

一番多く選択された回答は「楽しくなった」で、6割を超える児童が選択している。次に「迫力が出た」が多く、4割を超える児童が選択している。



【保護者アンケート】お子様の学習への意欲に変化はみられますか。（択一回答）

「良い変化がみられる」又は「どちらかというが良い変化がみられる」を選択した保護者が8割を超えている。



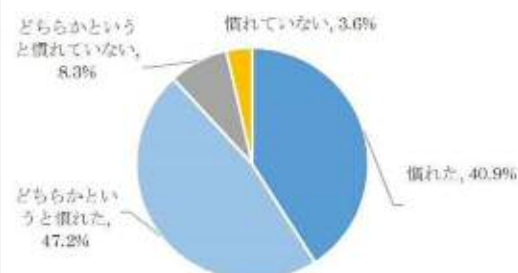
【児童アンケート】授業の様子は変わりましたか。（複数回答）

一番多く選択された回答は「授業が楽しくなった」で、5割を超える児童が選択している。次に「いろいろな意見が出るようになった」「さわがしくなった」が多く、4割前後の児童が選択している。



【保護者アンケート】通学距離が延びたことについて、お子様は慣れたように感じますか。（択一回答）

「慣れた」又は「まあまあ慣れた」を選択した保護者が約9割となっている。



児童生徒の成長過程においては、多様な考え方や表現、価値観に触れることが重要であり、学校規模の適正化の必要性は高まる一方、取り組むにあたって次のような課題や環境変化が生じており、基本方針の見直しが不可欠な状況となっている。

1 少子化（小規模校化）の継続

- (1) この10年間の取組によって、優先的に取り組むべき学校（小・中学校各6学級未満）は半減している。（5校→3校）
- (2) 一方、この間も少子化は着実に進行し、12学級未満の小学校は19年度と比べむしろ増加している。（39校→41校）
- (3) 今後少子化が継続したとき、12学級未満の小学校はさらに増加する見込みである。

2 関係者の負担、検討期間の長期化

小規模校検討委員会の検討内容が、学校統合の是非や統合校の場所の決定など重大な案件を白紙の状態から検討していることから、参加する委員の負担・責任が過大となっており、検討期間が延びる一因となっている。（特に2次プラン以降は、統合検討に要する期間が長期化。）

地域選定プラン（第1次）		地域選定プラン（第2次）	
地域	プラン策定から要した期間	地域	プラン策定から要した期間
もみじ台地域	約3年3か月	豊滝地域	約3年
東米里地域	約3年3か月	石山・芸術の森地域	約6～8年
真駒内地域	約4年3か月	上野幌・青葉地域	約6年以上

「基本方針の見直し」

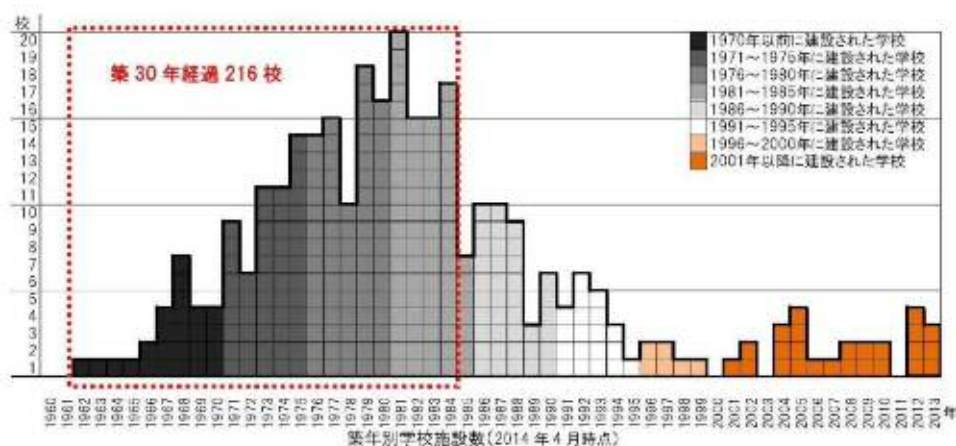
学校の適正規模の考え方・基準は維持した

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大す
 - ② 少子化の継続に対応するべく、取組
 - ③ その他学校を取り巻く環境変化に適
- ～すべては未来を担う子どもたちの

景と方向性

3 学校を取り巻く環境の変化

- (1) 札幌市には 300 校を超える学校施設がある。これらの多くは、1970 年頃から 1980 年代にかけての児童生徒急増期に建設されたもので、現在では築 30 年以上の学校施設が全体の約 7 割を占め、老朽化が進んでいる。その老朽化した学校施設の改築や改修を行うタイミングと統合の時期を合わせることで、子どもたちの良好な教育環境確保の観点から、統合後の教育ニーズにより配慮した施設整備が可能となる。



【引用】札幌市学校施設維持更新基本計画より

- (2) 札幌市市有建築物の配置基本方針に基づき、学校の建替え時には児童会館やまちづくりセンターなどと複合化することで、地域コミュニティ拠点としての機能強化を検討しつつも、少子化等の影響や市民ニーズを踏まえて、施設総量を柔軟に見直していく必要がある。

」の観点・方向性

ま、

る

を加速する

応させる

、より良い教育環境を目指して～



「札幌市立小中学校の学校規模の適正化」

1 基本方針の見直しの観点・方向性（第1回審議会で確認）

基本方針の見直しの観点・方向性

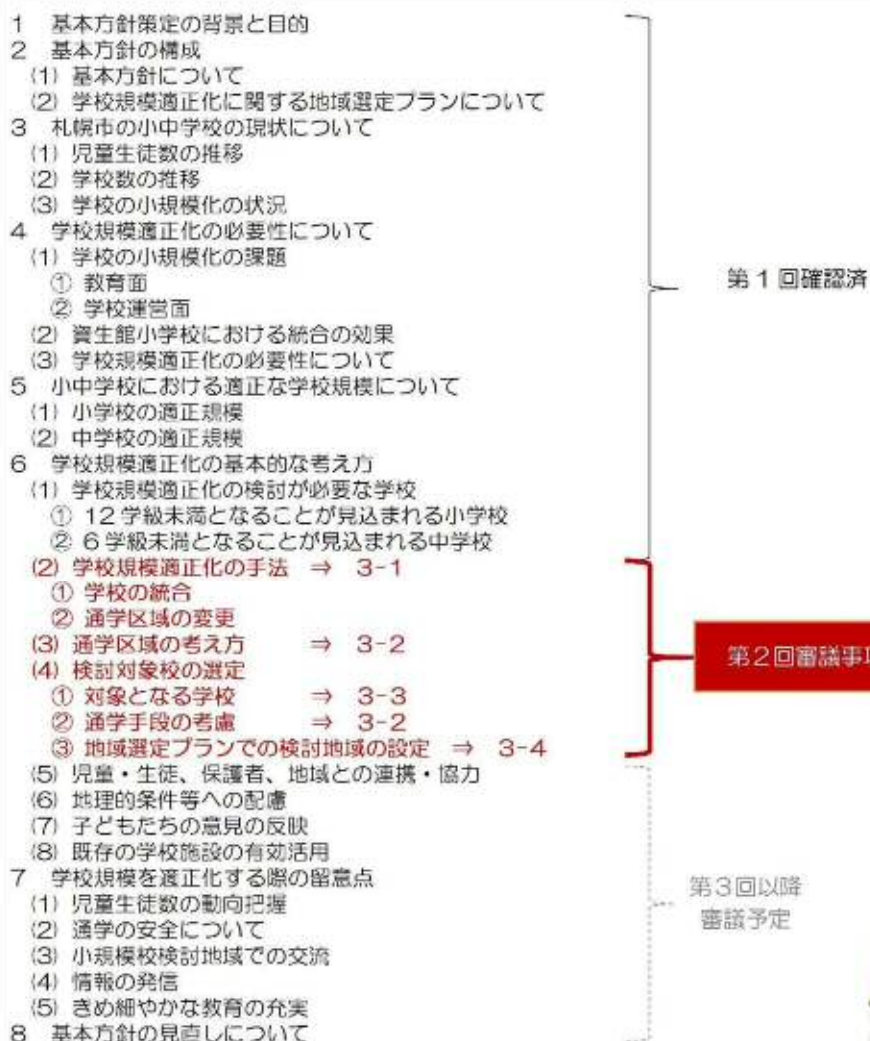
学校の適正規模の考え方・基準は維持したまま、

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する
- ② 少子化の継続に対応するべく、取組を加速する
- ③ その他学校を取り巻く環境変化に適應させる

～すべては未来を担う子どもたちの、より良い教育環境を目指して～



2 基本方針の全体像（現行基本方針の構成）



「基本方針」見直し 1・2

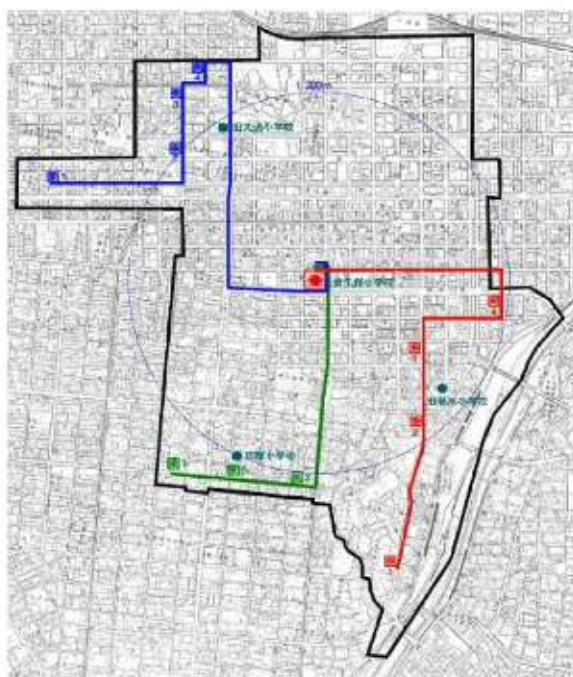
3-1 学校規模適正化の手法

現 行		(案)
○学校の統合 ○通学区域の変更	⇒	○学校の統合 ○通学区域の変更

3-2 通学区域の考え方・通学手段の配慮

現 行		(案)
○できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね 2 km、中学校概ね 3 km）を基本とする。 ○隣接する学校が徒歩圏内にはない場合は、路線バス等の活用も検討する。	⇒	○できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね 2 km、中学校概ね 3 km）を基本とする。 ○隣接する学校が徒歩圏内にはない場合は、公共交通機関の活用も検討するとともに、<u>最寄り駅やバス停からの距離等を鑑み、公共交通機関による通学が困難と認められる地域においては、スクールバス等の導入も検討する。</u>

【資生館小学校スクールバス運行状況】



《平成 29 年度概要》

- 3 路線
- 大型バス 4 台、小型バス 2 台
- 登校時 1 便、下校時 2 便
ミニ児童会館閉館後 2 便
- 日数 205 日/年、便数 3,149 便/年
- 委託料 44,350 千円/年

【政令指定都市スクールバス導入状況（29 年度校数）】

札幌	仙台	千葉	さいたま	横浜
1				
川崎	相模原	新潟	静岡	浜松
	5	29		19
名古屋	京都	大阪	堺	神戸
	7	1		
岡山	広島	北九州	福岡	熊本
1	2	1		1

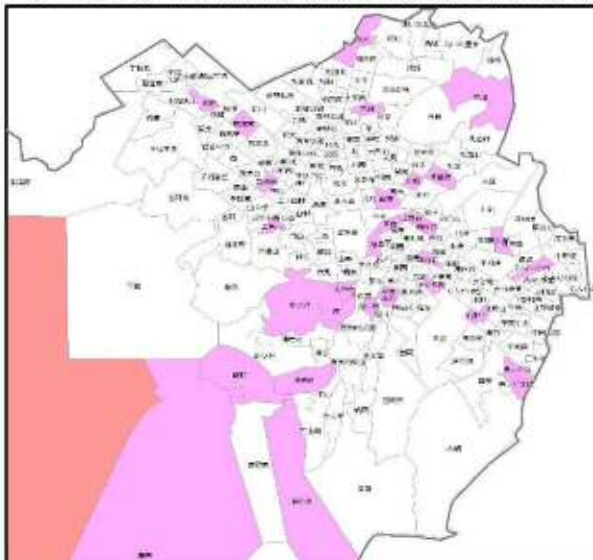
「札幌市立小中学校の学校規模の適正化」

3-3 検討対象校（対象となる学校）

現 行		(案)
○「学校規模適正化の検討が必要な学校」 （小学校12学級未満、中学校6学級未満が見込まれる学校）のうち、次の状態となる学校から順次検討対象校とする。		○以下の学校を検討対象校とする。
【小学校】		【小学校】
ア 現在6学級未満の小学校	⇒	ア 12学級未満となる見込みの小学校
イ 12学級未満となる見込みの小学校で、地理的にその校区が隣接する場合		
【中学校】		【中学校】
ア 現在6学級未満の中学校		ア 6学級未満となる見込みの中学校
イ 6学級未満となる見込みの中学校で、地理的にその校区が隣接する場合		

【12学級未満の小学校配置図（平成28年度）】

※ ピンクは12学級未満、赤は6学級未満の小学校。小規模特認校及び第2次プランで取組中の小学校を除く。



12学級未満の小学校	41校
小規模特認校	4校
2次プランで取組中の小学校	6校
検討が必要な小学校	31校

検討が必要な小学校（31校）のうち

- ・ 6学級未満の小学校 1校
- ・ 12学級未満となる見込みで校区が隣接する小学校 13校

⇒現方針では検討対象は14校のみ

⇒17校が検討対象外

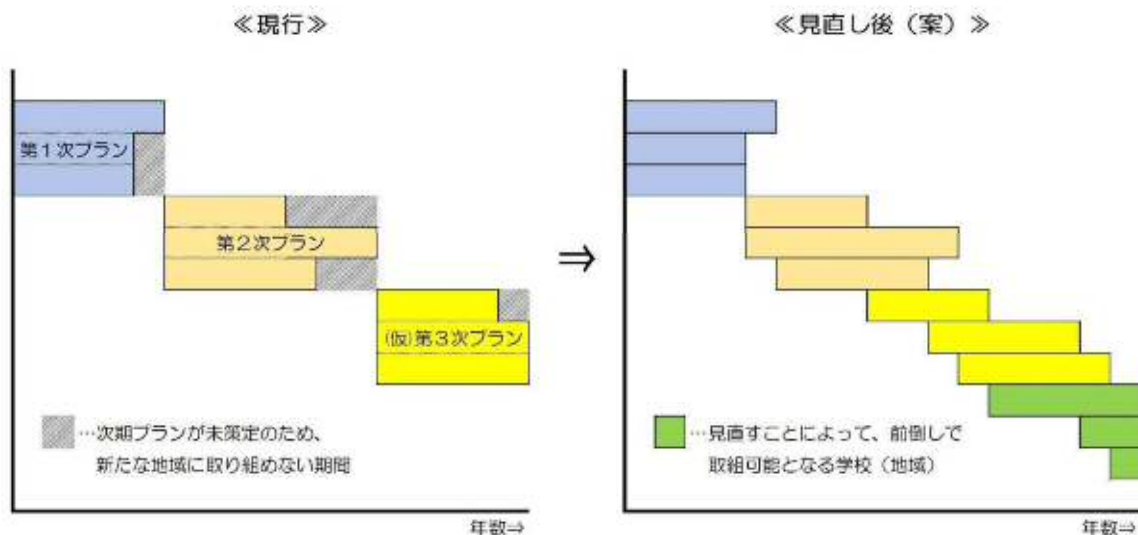
検討対象校の絞り込みを解消し、学校規模適正化の検討対象を拡大する。

適正化に関する基本方針」見直し3・4

3-4 取組校（地域）の選定



【見直しイメージ】



各校（地域）の進捗に応じて取組を開始することで、市全体として取組を加速する。

「札幌市立小中学校の学校規模の適正化」

1 基本方針の見直しの観点・方向性（第1回審議会で確認）

基本方針の見直しの観点・方向性

学校の適正規模の考え方・基準は維持したまま、

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する
- ② 少子化の継続に対応するべく、取組を加速する
- ③ その他学校を取り巻く環境変化に適応させる



～すべては未来を担う子どもたちの、より良い教育環境を目指して～

2 基本方針の全体像（現行基本方針の構成）

1 基本方針策定の背景と目的		
2 基本方針の構成		
(1) 基本方針について		
(2) 学校規模適正化に関する地域選定プランについて		
3 札幌市の小中学校の現状について		
(1) 児童生徒数の推移		
(2) 学校数の推移		
(3) 学校の小規模化の状況		
4 学校規模適正化の必要性について		
(1) 学校の小規模化の課題		
① 教育面		
② 学校運営面		
(2) 養生館小学校における統合の効果		
(3) 学校規模適正化の必要性について		
5 小中学校における適正な学校規模について		
(1) 小学校の適正規模		
(2) 中学校の適正規模		
6 学校規模適正化の基本的な考え方		
(1) 学校規模適正化の検討が必要な学校		
① 12学級未満となることが見込まれる小学校		
② 6学級未満となることが見込まれる中学校		
(2) 学校規模適正化の手法		
① 学校の統合		
② 通学区の変更		
(3) 通学区の考え方		
(4) 検討対象校の選定		
① 対象となる学校		
② 通学手段の考慮		
③ 地域選定プランでの検討地域の設定		
(5) 児童・生徒、保護者、地域との連携・協力	⇒ 3-5	
(6) 地理的条件等への配慮	⇒ 3-7	
(7) 子どもたちの意見の反映	⇒ 3-7	
(8) 既存の学校施設の有効活用	⇒ 3-6	
7 学校規模を適正化する際の留意点		
(1) 児童生徒数の動向把握	⇒ 3-7	
(2) 通学の安全について	⇒ 3-7	
(3) 小規模校検討地域での交流	⇒ 3-7	
(4) 情報の発信	⇒ 3-7	
(5) きめ細やかな教育の充実	⇒ 3-7	
8 基本方針の見直しについて	⇒ 3-8	

第1回確認済

第2回審議済

第3回審議事項



適正化に関する基本方針」見直し5

3-5 取組の進め方

現 行	(案)
○小規模校検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、通学安全や、学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討する。	○<u>学校規模適正化</u>検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「<u>学校規模適正化</u>検討委員会」を設置し、通学安全や、学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら、<u>札幌市が示す案をベース</u>に検討を行う。
⇒	
<u>【検討委員会における検討事項】</u> ○<u>学校統合に関すること</u> ○<u>通学区域に関すること</u> ○<u>使用校舎に関すること</u> ○<u>統合時期に関すること</u> ○<u>学校名に関すること</u> ○<u>通学安全に関すること</u> ○<u>その他教育委員会が必要と認める事項</u>	

【現行の小規模校検討委員会の設置要綱例（抜粋）】

（検討事項等）

第2条 委員会は、〇〇地域の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の統合再編計画に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 統合校の学校名に関すること。
- (4) 統合校の教育内容に関すること。
- (5) 通学安全に関すること。
- (6) その他学校規模の適正化を進めるうえで必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けた者
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けた者
- (3) 関係小学校の校長
- (4) 前各号に掲げる者のほか必要と認められる有識者等

「札幌市立小中学校の学校規模の適正化」

3-6 学校施設の考え方

現 行		(案)
○統合の際には、既存の学校施設を可能な限り有効活用するなど、全市的に行っている公共施設長寿命化の取組を考慮する。	⇒	○統合の際には、全市的に行っている公共施設長寿命化や複合化の取組を考慮し、既存の学校施設を可能な限り有効活用するとともに、<u>児童会館やまちづくりセンターなどとの複合化を検討する。</u> ○<u>統合による教育効果の発揮を施設面から支援できるよう、改築又は改修時期を迎えた学校を取組地域に含めるよう配慮する。</u> ○<u>統合後に使用する学校施設が決定したのち、使用しなくなる学校施設については、札幌市として民間活用も含めた活用方法を検討する。</u>

【これまでの統合校と施設の活用状況】

統合新設校	統合対象校	活用状況
資生館小学校	創成小学校	※ 用地を活用
	大通小学校	市立札幌大通高等学校
	豊水小学校	札幌市公文書館・豊水まちづくりセンター
	曙小学校	あけぼのアート&コミュニティセンター
真駒内公園小学校	真駒内曙小学校	※ 用地・建物を活用
	真駒内小学校	市立札幌みなみの杜高等支援学校
真駒内桜山小学校	真駒内南小学校	※ 用地・建物を活用
	真駒内緑小学校	まこまる（官民複合施設）
もみじの丘小学校	みずほ小学校	※ 用地・建物を活用
もみじの森小学校	もみじ台西小学校	※ 用地・建物を活用
	もみじ台小学校	条件付き売却（学校法人国際学園）
	もみじ台南小学校	条件付き売却（社会福祉法人北海道光生舎）
	東米里小学校・東米里中学校	米こめ広場（公園）
	豊滝小学校	※ 教育委員会で維持管理中

「基本方針」見直し6・7・8

3-7 取組に当たり配慮する事項

現 行		(案)
○地理的条件等への配慮 ・地域との一体性 ・地理的条件 (主要幹線道路・河川・鉄道など) ・通学の利便性や安全性 ○子どもたちの意見の反映 ○児童生徒数の動向把握 ○通学の安全について ○小規模校検討地域での交流 ○情報の発信 ・市公式ホームページ ・ニュースの保護者への配布、町内会回覧など ○きめ細やかな教育の充実	⇒	○地理的条件等への配慮 ・地域との一体性 ・地理的条件 (主要幹線道路・河川・鉄道など) ・通学の利便性や安全性 ○子どもたちの意見の反映 ○児童生徒数の動向把握 ○通学の安全について ○<u>学校規模適正化</u>検討地域での交流 ○情報の発信 ・市公式ホームページ ・ニュースの保護者への配布、町内会回覧など ○きめ細やかな教育の充実

【その他これまでの審議の中で出てきた観点・配慮】

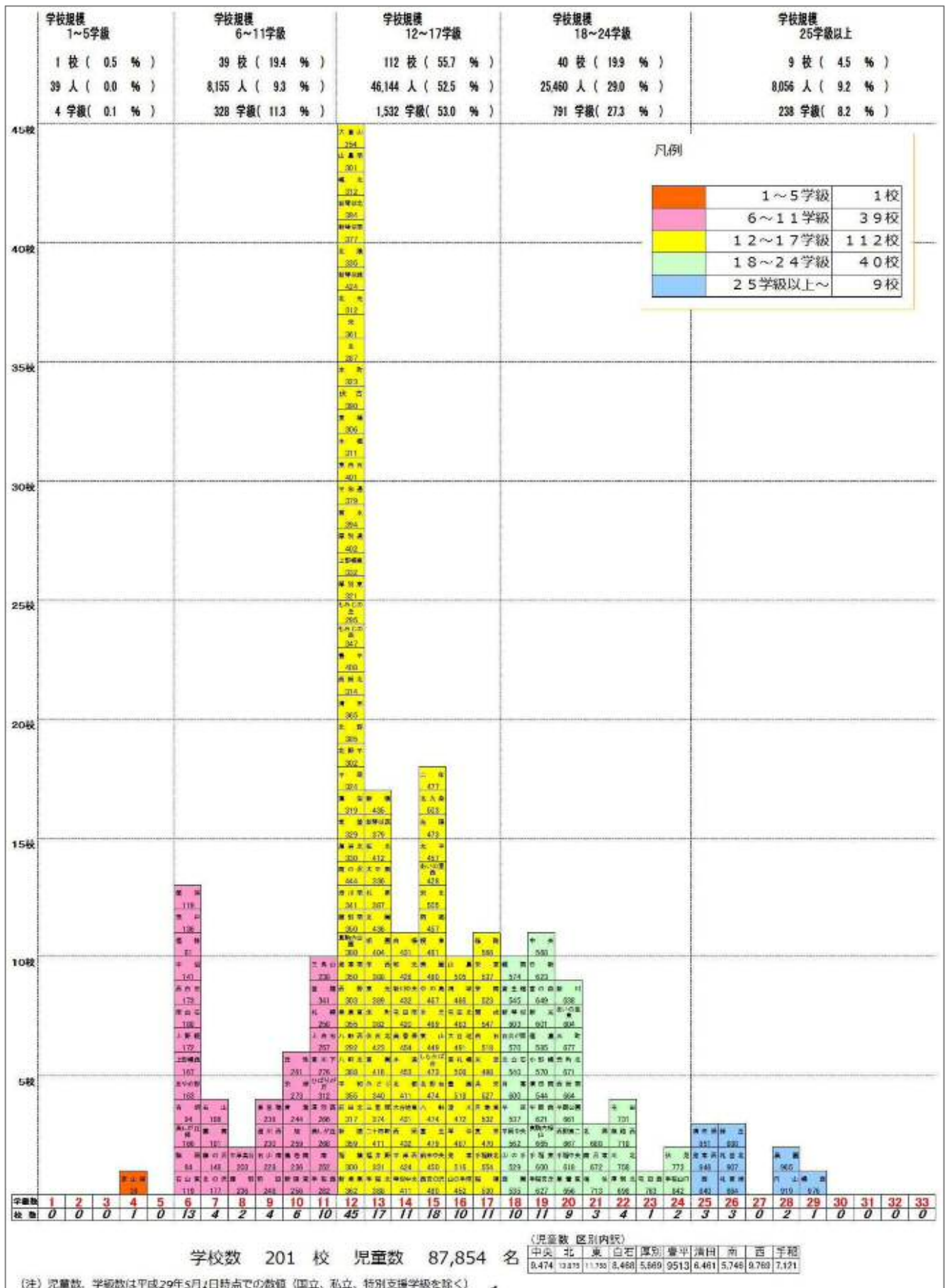
- ◎ これまで学校に関わってきた地域の方や卒業生、教職員の想い
- ◎ 将来世代への財政的な負担
- ◎ 統合新設校の魅力の積極的な周知
- ◎ 児童生徒数が増加している学校への対応
- ◎ 保護者など関係者と教育委員会の意思疎通
- ◎ 一人ひとりが学校教育に対する意識や姿勢を変える必要性 等



3-8 基本方針の見直し

現 行		(案)
○この基本方針は、今後における学級編成基準の改訂などの教育制度の変化や市民ニーズの変化などの社会情勢を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。	⇒	○この基本方針は、今後における学級編成基準の改訂などの教育制度の変化や市民ニーズの変化などの社会情勢を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

【資料 6】札幌市立小学校の規模別状況（平成29年度）



【資料 7】札幌市立中学校の規模別状況（平成29年度）

学校規模 1～5学級		学校規模 6～11学級		学校規模 12～18学級		学校規模 19～24学級		学校規模 25学級以上	
4 校 (4.1 %)		27 校 (27.8 %)		56 校 (57.7 %)		10 校 (10.3 %)		0 校 (0.0 %)	
333 人 (0.8 %)		7,670 人 (17.9 %)		27,336 人 (63.6 %)		7,623 人 (17.7 %)		0 人 (0.0 %)	
16 学級 (1.3 %)		235 学級 (18.6 %)		799 学級 (63.2 %)		214 学級 (16.9 %)		0 学級 (0.0 %)	

20校

15校

10校

5校

凡 例

	1～5学級	4校
	6～11学級	27校
	12～18学級	56校
	19～24学級	10校
	25学級以上	0校

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
校 数	0	0	2	0	2	4	5	1	6	7	4	12	9	13	8	5	6	3	2	1	1	4	1	1	0	0	0	0

(生徒数 区別内訳)

中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
3,971	6,841	5,581	4,295	2,888	4,426	3,242	2,985	5,195	3,558

学校数 97 校 生徒数 42,962 名

(注) 生徒数、学級数は平成29年5月1日時点での数値（国立、私立、特別支援学級を除く）